

前潟地区地区計画 用途制限の詳細  
(令和4年3月29日変更告示)

流通・商業地区	沿道地区	住居併存地区	住居地区
次に掲げる建築物を建築してはならない ① 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物 ② 建築基準法別表第2(ほ)項第3号に掲げる建築物	次に掲げる建築物を建築してはならない ① 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物 ② 建築基準法別表第2(ほ)項第3号及び第4号に掲げる建築物 ③ 建築基準法別表第2(を)項第2号から第6号に掲げる建築物	次に掲げる建築物を建築してはならない ① 3を超える階を長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物 ② 建築基準法別表第2(ほ)項第3号及び第4号に掲げる建築物 ③ 建築基準法別表第2(を)項第2号から第6号に掲げる建築物 ④ 建築基準法別表第2(わ)項第4号、第6号及び第7号に掲げる建築物	次に掲げる建築物を建築してはならない ① 建築基準法別表第2(に)項第3号から第6号に掲げる建築物 ② 建築基準法別表第2(を)項第5号に掲げる建築物 ③ 建築基準法別表第2(わ)項第6号に掲げる建築物
③ 建築基準法別表第2(を)項第2号及び第4号から第6号に掲げる建築物	③ 建築基準法別表第2(を)項第2号から第6号に掲げる建築物		
④ 建築基準法別表第2(わ)項第4号、第6号及び第7号に掲げる建築物			

※流通・商業地区、沿道地区

- ①・3を超える階数が共同住宅等の用に供する建築物（共同住宅等とみなす階の取り扱いあり）
- ②・(ほ)項第3号…カラオケボックスその他これらに類するもの
- ③・(を)項第2号…ホテル又は旅館
  - ・(を)項第3号…キャバレー、料理店その他これらに類するもの（流通・商業地区は用途地域で制限あり）
  - ・(を)項第4号…劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの
  - ・(を)項第5号…学校
  - ・(を)項第6号…病院
- ④・(わ)項第4号…老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
  - ・(わ)項第6号…図書館、博物館その他これらに類するもの
  - ・(わ)項第7号…ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

※住居併存地区

- ①・3を超える階数が共同住宅等の用に供する建築物（共同住宅等とみなす階の取り扱いあり）
- ②・(ほ)項第3号…カラオケボックスその他これらに類するもの
  - ・(ほ)項第4号…(は)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので3000㎡を超えるもの
- ③・(を)項第2号…ホテル又は旅館
  - ・(を)項第3号…キャバレー、料理店その他これらに類するもの
  - ・(を)項第4号…劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの
  - ・(を)項第5号…学校
  - ・(を)項第6号…病院
- ④・(わ)項第4号…老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
  - ・(わ)項第6号…図書館、博物館その他これらに類するもの
  - ・(わ)項第7号…ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場

※住居地区

- ①・(に)項第3号…ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
  - ・(に)項第4号…ホテル又は旅館
  - ・(に)項第5号…自動車教習所
  - ・(に)項第6号…政令で定める規模の畜舎
- ②・(を)項第5号…学校
- ③・(わ)項第6号…図書館、博物館その他これらに類するもの